

ぐんまちゃんデザイン利用許諾制度の改正について

群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」のデザイン利用許諾制度について、下記のとおり『ぐんまちゃん』の利用に関する取扱要領」及び「ぐんまちゃん利用の手引き」の改正を行います。

1 主な改正点

(1) 新規イラストの追加等について

- 【別紙1】「ぐんまちゃん」の掲載イラストの刷新、掲載数の増加（原作者イラスト）
- 【別紙2】ぐんまちゃんの「関連キャラクター（あおま、みーみ等）」（原作者イラスト）の追加
- 【別紙3】「アニメ『ぐんまちゃん』キャラクター（アニメイラスト）」の追加

(2) 利用料金について

区分	料金	備考
ぐんまちゃん（原作者イラスト）	無料	
関連キャラクター（原作者イラスト）	有料	・県内市町村は無料 ・公益上観点から知事が認める場合などは利用料免除
アニメ「ぐんまちゃん」キャラクター（アニメイラスト）		

(3) イラストの改変及び新規作画について（自由作画の禁止）※アニメイラストは新規作画等不可 衣装やポーズの変更または新たなデザインの追加は原作者のみ可能（新規作画は有料）

(4) 要領の見直し（更新制度の廃止）について

イラスト刷新を許諾物件に反映させるため、利用期間満了後の更新制度は廃止。

(5) その他

上記（1）～（4）以外にも、取扱要領、利用の手引きを全体的に見直しております。

2 利用開始日

令和3年12月20日

3 注意事項

申請にあたり、県ホームページに掲載する「『ぐんまちゃん』に関する取扱要領」及び「ぐんまちゃん利用の手引き」を必ずご覧ください。

（県ホームページ http://www.pref.gunma.jp/01/b0110160_00003.html）

4 経過措置

- 経過措置として、令和4年2月28日までは改正前の「『ぐんまちゃん』に関する取扱要領」及び「ぐんまちゃん利用の手引き」に基づくデザインでの各種申請を受理します。
（更新申請の場合は、令和4年2月28日までに期限が切れる物件が対象です）
- 経過措置完了後、利用期間終了後した場合は、新制度に基づく新規申請が必要です。
- 期間中に製造した製品等について、期間満了時に販売等を行うことは可能です。
- 壁画、看板など容易に作りかえることが出来ない物は、引続き利用を認めますが、作りかえをする際には新イラストをご利用ください。